

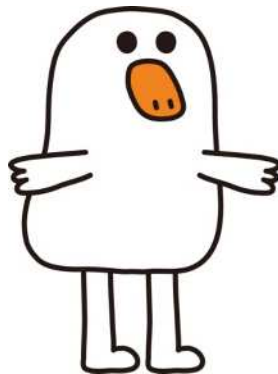
れいわ ねんど だい かい
令和5年度 第2回

だれ とも く しみんかいぎ
誰もが共に暮らすための市民会議

しだい しりょう
次第・資料

れいわ ねん がっ にち か
令和5年11月21日(火) 9:55~

よ の ほんまち たもくてき だい
与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム(大)



ノーマくん

ノーマライゼーション^{じょうれい}条例

PRキャラクター

し ふくしきょくしょうがいふく し ぶしょうがいせいさくか
さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課

もくじ
目次

1. 第2回誰もが共に暮らすための市民会議 次第	2
2. さいたま市の障害者施策の推進体制	3
3. 令和5年度誰もが共に暮らすための市民会議年間予定	3
4. 誰もが共に暮らすための市民会議の手引き	4
5. 書面参加について（書面参加の場合の手順）	6
6. 資料1 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における 主な意見	0
7. 資料2 次期障害者総合支援計画について	14
8. 資料3 「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消 の推進に関する対応要領」および「障害のある方に対する対応の 基本」について	15

1. 第2回誰もが共に暮らすための市民会議 次第

日時：令和5年11月21日（火）9時55分から11時40分まで

会場：与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム（大）

(1) 開 会（9時55分から10時10分まで）

- ・事務局挨拶
- ・座長挨拶
- ・本日のテーマの説明

(2) 議 題

- ・グループ討議（10時10分から11時00分まで）

○自己紹介

○次期障害者総合支援計画について

○「対応要領」、「対応の基本」について

（15分間休憩）

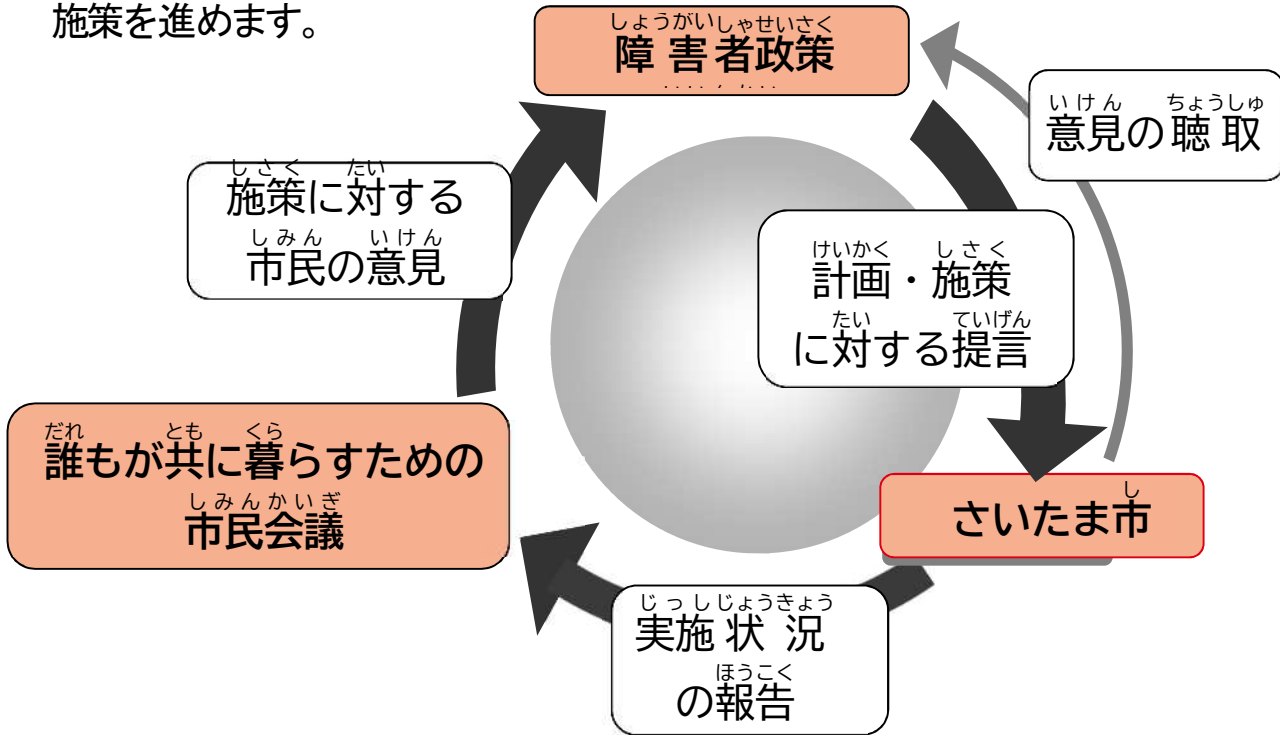
- ・全体発表（11時15分から11時35分まで）

(3) 閉 会（11時35分から11時40分まで）

- ・座長まとめ
- ・事務局報告事項

2. さいたま市の障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「さいたま市障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。



3. 令和5年度誰もが共に暮らすための市民会議年間予定

令和5年度第1回市民会議（令和5年6月23日）

- 令和3年度～令和5年度障害者総合支援計画計画に位置付けられた各事業の達成状況や課題について、話し合いをする。
- 次期障害者総合支援計画の素案について、話し合いをする。

令和5年度第2回市民会議（令和5年11月21日）

- 次期障害者総合支援計画について、話し合いをする。
- さいたま市職員の対応要領について、話し合いをする。

令和5年度第3回市民会議（令和6年3月5日）

- 未定

4. 誰もが共に暮らすための市民会議の手引き

1. 目的：

- ① 誰もが共に暮らせる地域社会を目指し、市民が主役となって話し合い、意見交換する場をつくる。
- ② 障害のある人、家族、関係者や市民が集まることで、コミュニケーションの輪をつくる。
- ③ 市民の声を政策に反映させる。

2. 当日の話し合いのすすめ方：

みんなが話し合いに参加できるように、グループに分けて話し合いを行います。

- ① 1グループ5名～8名くらいで話し合いをし、意見を出し合います。
- ② 各グループに会議進行役をおきます。
- ③ 書記やタイムキーパー（時計係）は事務局が行います。
- ④ 各グループの会議進行役と参加者は、みんなが話しやすい雰囲気づくりを心がけます。

3. 話し合いルール：

- ① 話すときは、会議進行役の呼びかけによって、話し始めてください。
- ② みなさんが発言できるように、1回あたり3分くらいを目安として発言してください。ただし、障害の特性にあわせて、お話される時に特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安とします。
- ③ 他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞きましょう。

- ④話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。
少人数意見を大切にしましょう。
- ⑤特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしましょう。
- ⑥みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。
また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが
発言できるよう気を配りましょう。
- ⑦個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、
会の後に、個人がわかる形で、他の人に話すことは禁止します。

※みなさんで、よりよい話し合いをするために、御協力をお願いします。

話し合いを続けることが不可能と判断した場合は、話し合いを中止することもあります。

5. 書面参加について（書面参加の場合の手順）

（1）資料の確認

- ・次期障害者総合支援計画に関する資料は、本資料の14ページおよび参考資料1、2を御覧ください。
- ・「対応要領」及び「対応の基本」に関する資料は、本資料の15ページおよび参考資料3、4を御覧ください。

（2）意見シートの作成

- ・御提出いただくテーマは次のとおりです。御自身の考えをまとめ、意見シートを作成してください。

<テーマ> ・次期障害者総合支援計画について

・「対応要領」及び「対応の基本」について

（3）意見シートの提出

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 「意見シート」を、郵便、ファックス又はメールで送る。
- ② さいたま市ホームページの回答フォームから送る。

(<https://www.city.saitama.jp/enquete/e002756.html>)



【回答期間】

資料到着～令和5年11月24日（金曜日）

【意見シート提出先】（郵便、ファックス又はメールの場合）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局 障害福祉部 障害政策課

ノーマライゼーション推進係

電話：048-829-1306

FAX：048-829-1981

メール：shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

6. 資料1 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見

1 令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について

【全体】

- ・コロナ理由がすごく多いのは仕方ないが、実際理由はそれだけでないと思う。その理由は開催者側の問題なのか、参加者側の問題かそこについても触れてほしかった。より掘り下げてほしかった。
- ・A評価の多くは、実際はB評価以下になるかもしれないし、B評価とされたものは、実はA評価とするべきかもしれないので、今回のコロナ禍で判定ができないような扱いがありました。それと同じように表現することが適当ではないのかな、と思いました。
そうは言っても、これだけの事業開催やデータ集計など、いつもありがたく思っています。どうもありがとうございました。
- ・人の生活実態の改善が見えてこないのが残念。
- ・実際障害のある方がこういうことに困ったとか、そういう意見が反映されていない。
- ・この種で言える事は、未達成はどうしてということと、A評価であるが当事者目線ではどうかということ。
- ・ロービジョンに関する事業が少ないので、評価自体が難しいです。

【管理番号7】

- ・高次脳機能障害があり今まで大変な思いをしてきた。いじめもあった。親に精神疾患があるから成人式に行くなと言われたこともあった。机を並べて学んだ健全者は、自分に対して攻撃的だった。精神疾患に関する理解促進がAとなっているが、Aだとすると障害があっても健全者と同じくらいの水準が保たれているべきだと思うが、できていな

い、と^{かん}感じる。

・^{せいしんしっかん}精神疾患に関する^{りかいそくしん}理解促進について、^{こうえんかいさん}講演会参加者への^{けっか}アンケート結果からAとしているが、^{さんかしゃ}参加者はもともと^{いしき}意識が高い。参加しない人をどうするか、^{かんが}を^{だいじ}考えていくことが^{おも}大事だと思う。

・^{せいしんしっかん}精神疾患に関する^{りかいそくしんじぎょう}理解促進事業Aは^{りかい}理解できない。この3年間で^{ねんかん}変化ない^{へんか}印象。^{いんしょう}

【管理番号26】

・^{しんしんしょうがいしゃいりょうひ}心身障害者医療費の^{きゅうふ}給付は、^{ほうもんかんご}訪問看護を使う上でも^{つか}給付があるとあり^{うえ}がたい。^{きゅうふ}

^{ちてき}知的の方が^{かた}親が^{こうれい}高齢になったときに^{つういん}通院が^{むずか}難しい、^{びょういん}病院の中で^{ぶん}自分の^{じょうきょう}状況を^{つた}伝えるのは^{むずか}難しい、^{おや}親の代わりに^か説明できるのが^{せつめい}誰か。^{だれ}

^{じぎょうしょ}事業所が^{てべんとう}手弁当でやってくれたり、^{げんじょう}ヘルパーがやっている^{げんじょう}現状だが、^{つういん}通院の^{ほしょう}保障について^ふ踏み込んで^こもらいたい。

・^{いりょうほけんかくほう}「医療保険各法に基づく^{もと}一部負担金」の、^{いりょうほけんかくほう}「医療保険各法」の^い意味が^みつかみにくい。「^{いりょうほけんかくほう}医療保険各法」という^{ほうりつ}法律はありません。よくわからない。

^{いりょうほけんかくほう}医療保険各法でなく、「^{いりょうほけんとう}医療保険等」であればわかります。

→ ^しさいたま市^{かいとう}回答：ご^{してき}指摘のとおり「^{いりょうほけんかくほう}医療保険各法」は^{ほうりつ}法律ではありません。^{しんしんしょうがいしゃいりょうひしきゅう}さいたま市心身障害者医療費支給^{じょうれい}条例」で^{ていぎ}定義している^{ことば}言葉になります。

【管理番号29】

・^{せいしん}精神の^{ていど}程度にかかわらず、^{だれ}誰もが^{あんしん}安心して^{じぶん}自分らしく^{くら}暮らすとあるが、^{むずか}難しい。^{がっこう}学校に^{せいしんしっかん}精神疾患のある^{おんな}女の人が入り込んだ^{ひと}時に、^{はい}先生が^こ取り^{とき}押さえたという^{せんせい}話を^と聞いた。^お校長先生の^{はな}気持ちも^きわかるが、^{こうちやうせんせい}なにかを^{きもち}したわけではないのに^と取り^お押さえられたという^{はな}話を^き聞いて、^いなんとも^い言えない^{きもち}気持ちになった。

・^{じぎょう}アウトリーチ事業は、^{じっしたいしょうしゃ}実施対象者^{めい}13名とある。^{しない}市内に^{ほうもんしえん}訪問支援が^{ひつよう}必要な^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者が^{なんまん}何万といるなかで、^{けいぞくてき}継続的に^{しえん}支援してもらっているが、

いりょう につながらない。いりょう かつよう できるような、かくだいじっし 拡大実施できるような しく つく 仕組みを作ってほしい。

かんりばんごう
【管理番号29・30】

- せいしんびょうかんじゃ かぞく もの びょういん
・精神病患者をかかえる家族の者として、病院やグループホームではなく、かぞく ちいき せいかつ
家族と地域で生活させたい。

かんりばんごう
【管理番号31】

- ひ ひょうか とうじしゃ
・引きこもりについて評価がAになっている。当事者グループのアンケート
まんぞく そと で ひと かいとう ひ
トで満足しているとあるが、外に出られる人からの回答。引きこもって
ひと じったい ひょうか じったい かいり
いる人がいる実態でA評価としたのは実態と乖離している。
ひ かん じぎょう さんか ひと ひ だっきやく
・引きこもりに関する事業に参加するような人は引きこもりから脱却し
はじ ひと さんか がいしゅつ ほんとう ひ
始めた人たちで、参加できず、外出もできず、本当に引きこもっている
ひと ほ お かぎ ひ じったい
人を掘り起こさない限り、引きこもりの実態はわからないのです。
それなのに、ひ だっきやく さんかしゃ
引きこもりから脱却し始めた参加者たちのアンケート
けっか しゅうけい しん たっせいじょうきょう い おも
結果を集計しても、真の達成状況とは言えないと思います。

かんりばんごう
【管理番号34】

- こうじのうきのうしょうがい しょうせい ひょうか
・高次脳機能障害について、ピアサポーター養成のセミナーがB評価だ
こうじのうきのうしょうがい けんしゅう さんか
ったがAでもよいのでは。高次脳機能障害の研修を参加しただけで
Aになっている。いづれもし 機会 としてはよい取り組みだと
おも
思う。

かんりばんごう
【管理番号35】

- けっか しょうがっこう
・ペアレントメンターのアンケートの結果よかったとあるが、小学校3
ねんせい おや たいしょう いじょう おや たいしょう りょういく
年生までの親が対象で、それ以上の親は対象になっていない。療育
センターに通っている人だとすると、全体の1割くらいしか対象とな
っていないのにこの評価となっているのはどうなのか。
はったつしょうがい いばしょしえん はったつ きょうぎかい にんずう ほうこく
・発達障害の居場所支援 発達の協議会などでも人数などの報告がさ

れていない。

かんりばんごう
【管理番号36】

- ・グループホームの整備とか、もうちょっと力を入れてくてもいい。
- ・グループホーム数は増えた。数で評価していい？実際に生活している人の声の実態なのでは？実態とニーズが指標。
- ・精神のグループホームできたが、どんなふうにして選べばいいのか。もっと具体的に知れたらいいなど。
- ・グループホームの評価Aだけど、違和感ある。とてもA評価じゃない。単純に数値で測れない。9060問題になっている。ショートステイをずーと使っている。住まいについて改善されていない。
- ・市内のグループホームでの自立が大切。地域で生活していくために必要だと思うが、実態として当事者のためのグループホームになっているかということを実態調査をしてもらいたい。運営のためではなく、一人一人のための支援を一番に考えたグループホームのあり方を市できちんと指導してほしい。

かんりばんごう
【管理番号41・43】

- ・自立支援協議会、生活支援センターについて、おとな部会で成人の通所施設の方での交流会を行い意見交換している。
- ・予算付けがないことが問題になっている。
- ・生活支援センターの報酬に入っているとされるが、どうなのか。
- ・区の活動がやりやすくなるように予算をつけてほしい。

かんりばんごう
【管理番号46】

- ・「ホームページ等を活用し・・・」と書いてあるが、さいたま市ホームページの検索は大変です。ホームページではなく、市報に掲載するなど、工夫してください。

かんりばんごう
【管理番号48】

じんざいかくほ ていちやくしえん
・人材確保、定着支援

いっしょ し おこな けいい みりよく つた
一緒に市とイベントを行った経緯があるが、魅力を伝えていたものが、
しゅうしょくめんだんかい か けいい けん おこな
就職面談会に変わった経緯がある。ハローワークや県でも行っている
ものであり、事業所のネットワークを作ってやってほしい。
しょくがいぜん くに し なん しさく
処遇改善は国がやっているもので、市として何の施策をもらえるの
か。ほいく なんねんはたら めんじょ
保育の何年働いたら免除になるといったような就職するメリッ
ト、うまみがあるような施策をしてもらいたい。

じんざいかくほ しょくばていちやくしえん めんせつ し
・人材確保・職場定着支援は面接セミナーより、さいたま市ならではの
しょくばかんきょう ほうしゅうわの けんとう
職場環境と報酬上乗せも検討していただきたいです。

しかくしょうがいしゃ なが りよう たんか けず
・視覚障害者のサービスは長く利用すると単価が削られる。ヘルパーは
じきゅう み けず し かいけつさく しめ
時給なので、身を削っている。市として解決策を示してほしい。

とくべつしえんがっこうそうげい じ ふ ぼしごと つか そうげい
・特別支援学校送迎時、父母仕事あり、ヘルパー使って送迎するが、なか
なかヘルパー見つからず。にちゅうしえん いどうしえん しんたいかいご か じえんちよう
日中支援、移動支援、身体介護、家事延長
いずれもヘルパーがいない。ほんらい おな じぎょうしょ はい
本来なら同じ事業所が入れればいいけど、
じぎょうしょ か も りよう ぶそく
いくつかの事業所を掛け持ちで利用している。ヘルパー不足。

かんりばんごう
【管理番号64】

さいたまろうどうきょく し ちょうせい い か しゅうろう ず ただ
・埼玉労働局とさいたま市とで調整した以下の就労フロー図が、正し
く運用されていません。しゅんよう できき
出先のハローワークではなく、フロー図にある
ハローワークにまちが たいさく こう
間違いなくつなぐよう、対策を講じてください。視覚
しょうがいしゃ けいざい ゆ もんだい
障害者の経済を揺るがず問題です。

さいたま市 見えにくさを感じている方の就労案内（フロー図）

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p066165.html>

かんりばんごう
【管理番号67】

じしゅせいひん かつせいか きたく はじ はんばい
・自主製品の活性化について、北区ピアショップで初めて販売できてあり

がたい。応援してもらえている状況があったり、声掛けなどしてもらえるだけでもありがたい。

【精神障害について】

- ・精神障害10年前から変わっていない。どこから手を付けていいかわからない。政策委員は知っているが、意見が届かない。

【高次脳機能障害について】

- ・高次脳機能障害は発達障害と似ている。発達障害と同じような支援が出てきてもよい。発達障害の支援は継続したうえで、高次脳機能障害の支援策が出てくれるといい。
- ・発達障害者支援法が施行されてから、さまざまな発達障害者支援策が施されました。近いうちに高次脳機能障害者支援法が制定されるので、先行して高次脳機能障害者支援センターが置かれたのですから、発達障害同様に支援策が施されるようになるべきだと思います。そのため、各事業においては、高次脳機能障害支援策を取り上げられるよう、ある程度見込んだ表記にするべきだと思います。

【職員研修について】

- ・職員の研修を行ってもらっていてありがたいが、目隠しの体験は意味がない。誘導の方法を覚えてほしい。防災課と連携をとって職員が対応できるようにするなど、障害部署から働きかけをしてほしい。

【その他】

- ・市民会議もそうですが、各事業の講習会や研修会などは、障害福祉支援策に恩恵を受けている人や、興味、意欲がある人たちが参加しています。達成状況として、本当に知りたいのは、それ以外の人たちがどの様に関わったか、オールさいたまとしての達成状況です。

2 次期障害者総合支援計画について

参考資料 2 「次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見」に記載のとおり。

3 その他

- ・市民会議に参加する人数が少ない。
- ・聴覚障害については、口形を読むことが重要だとマスクをしたことで周知が進み、その点はよかったかなと思う。
- ・障害者総合支援計画初めて見た。
- ・コロナ時期に代表をやっていたが、施設を借りるにも借りられないしきつすぎて代表やめた。
- ・さいたま市広いから、会議等を開催するにも3区ずつ分けるとか会場のアクセスとか考えるべき。意見を出すのも広いと大変。
- ・市民会議の前に政策委員会とワーキンググループがある。
- ・自転車のヘルメット義務化を大切にしてほしい（高次脳機能障害当事者の方からのご意見）。
- ・計画が新旧対照になっていることでわかりやすかったです。ありがとうございます。
- ・ミライロIDは、障害者手帳をスマホに取り入れることもできる。

7. 資料2 次期障害者総合支援計画について



第1回市民会議において、「障害者総合支援計画素案」について、皆様からのご意見をいただくとともに、障害者政策委員会や地域自立支援協議会、その他各種委員会での意見等を踏まえ、「障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）素案」を作成しました。参考資料1、2を参考にして、次期障害者総合支援計画策定のため、ご意見をお願いいたします。

なお、この素案についてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントのご意見については集計中です。

さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）素案の第2章各論のテーマ・分野ごとの参照箇所

テーマ・分野	参照箇所
障害に対する理解・啓発について	50～52ページ
住まいなどの確保について	68～69ページ
相談・支援について	70～72ページ
障害福祉分野に関わる人材の確保・育成について	73～76ページ
情報保障・コミュニケーションについて	78～80ページ
就労について	81～83ページ
防災対策について	90～92ページ

※ ここに挙げられていないテーマ・分野についても、ぜひご意見を
お願いいたします。

（42ページから48ページまでに、事業一覧とページ番号を記載
しています。）

8. 資料3 「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」および「障害のある方に対する対応の基本」について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）には、地方公共団体はその職員の対応要領を定めるよう努めるものと規定され、市は、「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」という）」を定めています。また、心構えや具体的な対応の方法を記した「障害のある方に対する対応の基本（以下「対応の基本」という）」を作成しています。

障害者差別解消法に基づく基本方針が改定されることに伴い、対応要領と対応の基本の見直しを検討しています。参考資料3、4を参考にして、ご意見をお願いいたします。

対応の基本の障害種別ごとの参照箇所

テーマ・分野	参照箇所
対応の基本	1 ページ
視覚障害（視力障害・視野障害）のある方	3 ページ
聴覚・言語障害のある方	5 ページ
盲ろうの方	7 ページ
肢体不自由のある方	9 ページ
内部障害のある方	10 ページ
知的障害のある方	12 ページ
精神障害のある方	13 ページ
発達障害のある方	14 ページ
高次脳機能障害のある方	15 ページ
難病の方	16 ページ

